

**豪州ニューサウスウェールズ州政府傘下公社とUR都市機構が
まちづくり計画の策定支援に関するアドバイザリー契約を締結
～海外インフラ展開法施行後、UR初の海外機関との契約締結～**

独立行政法人都市再生機構（UR）とオーストラリア連邦ニューサウスウェールズ（NSW）州政府傘下のウェスタンシティ・エアロトロポリス公社（WCAA）は、NSW州シドニー西部にある新空港周辺地区（エアロトロポリス）のまちづくり計画策定支援に関し、令和元年10月15日にアドバイザリー業務の実施に関する契約を締結しました。

これは、「海外インフラ展開法」施行後初となる外国政府機関との契約締結です。

当日は、在日オーストラリア大使館において、来日したWCAAジェニファー・ウェスタコット会長とUR中島正弘理事長同席のもと、WCAAサム・サングスターCEOとUR岡雄一理事（海外展開支援等担当）が、当該契約に署名しました。

契約の締結により、URはWCAAが推進するエアロトロポリスのまちづくりに関し、日本国内で蓄積してきた大規模開発や公共交通指向型開発等に関する知見を共有するとともに、日本企業のエアロトロポリス事業への参画等につき、WCAAに対する技術的支援を実施します。



（写真左よりWCAA サングスター社長、同ウェスタコット会長、UR中島正弘理事長、同岡雄一理事）

お問い合わせは下記へお願いします。

独立行政法人都市再生機構

本社 海外展開支援室 事業支援課（電話）045-650-0241

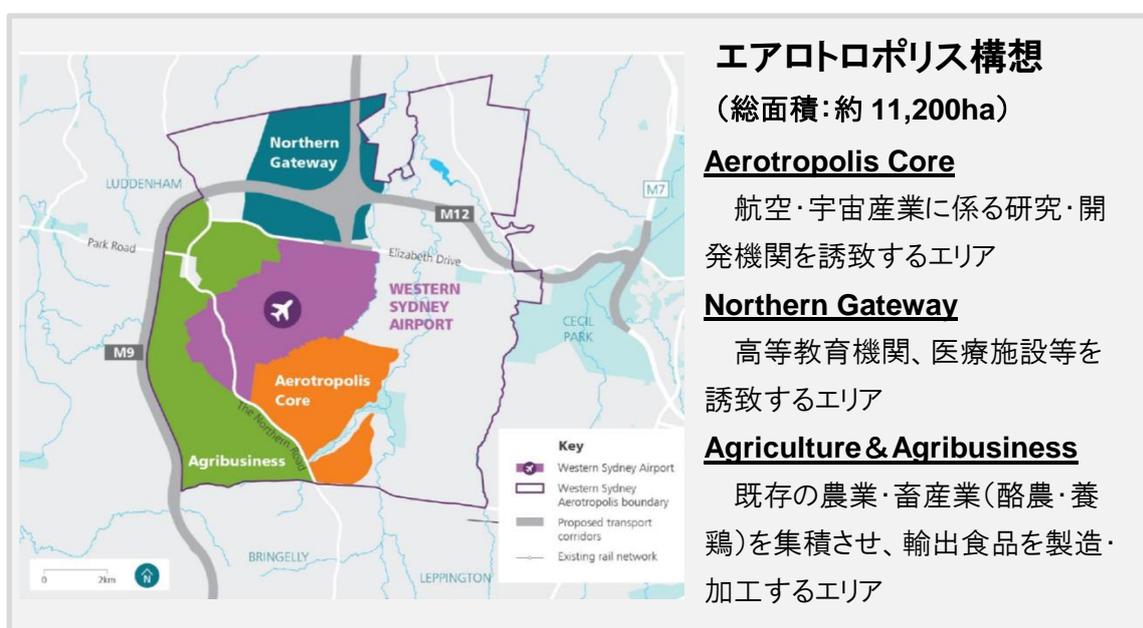
本社 広報室 報道担当（電話）045-650-0887

【契約内容】

URは、エアロトロポリスのまちづくり実現に向け、都市開発の総合調整機能を担うWCAAに対し、計画策定などに関するアドバイスを提供します。

具体的には、大規模都市開発や公共交通指向型都市開発に関する知見に基づいたインフラの整備計画や土地利用計画の策定、既存の住民等と協力した地域コミュニティの活性化、エネルギーや自然環境への配慮、効果的な企業誘致の実現に向けた方策などについて、これまで本邦国内の業務で蓄積した知見を活用し、エアロトロポリス開発を効率的に進めるための助言等を行います。

また、海外インフラ展開法の趣旨も踏まえ、基礎的インフラ、スマートシティに係る日本の先端技術などの導入についても助言等を行い、これらの助言等により、世界に誇れるまちづくりの実現に向けて、WCAAを支援して参ります。



【本件契約締結に至った経緯】

URでは、平成 30 年 11 月 29 日に、NSW州政府との間で「西シドニー新空港周辺地区開発の技術支援等に係る協力覚書」を交換しました。

この覚書では、NSW州の人口が増加することに伴い発生が見込まれる交通渋滞等の社会課題に対応することをめざし、URが民間企業、政府機関等と協力しながら技術協力等を行っていくことを合意しています。

今回の契約は、この覚書によりURがWCAAを初め豪州政府機関等と協議を進めてきた結果、最初の都市開発事業として、アドバイザー業務を実施することに合意し、締結するに至ったものです。